

部長会議の概要

- 1 開催日時：平成19年4月10日（火）13：00～14：05
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：知事、副知事、出納長、各部局長等
- 4 欠席者：なし
- 5 議事概要：以下のとおり
（ 議題提出部局説明・回答、 意見・質問）

（重要情報共有化）

議題1 県民センター所長の業務及び役割について（政策部）

資料1に基づき説明

総合庁舎外の事務所等の情報も県民センターと共有すべきか。

県民にかかわる課題については、各事務所と県民センターが協力し、横断的に取り組む必要がある。地域の課題について、県民センターに情報を入れ、横断的な取組ができるようお願いしたい。

示された「調整案」に分かりにくい表現があるように思われる。

精査する。

県民センターと各事務所は、連携して経営品質活動に取り組むとされているが、県民センターにより強い主導性をもってもらえないのか。

地域の経営品質活動は、タテ部局が中心であるため、県民センターと各事務所は連携して取り組むとなっているのでご理解願いたい。

地域づくりについては、市町は県の最大のパートナーとの考えで取り組んで欲しい。

経営品質活動は、取組を進めているが、まだまだ県政に十分生かされているとはいえない。地域機関についても、活動を進め、その成果を活かして欲しい。

議題2：交際費の個別執行状況の公表について（総務部）

資料2に基づき説明

情報公開に関しては、透明度を高めていくことは重要である。

交際費の公開にあたって個人情報取り扱いについて、相手方への同意の取り方を検討する必要がある。神奈川県のように「交際費を不祝儀として執行した場合の例外措置」として定め周知期間をとり実施するというやり方もある。

神奈川県のように同意を取らずとも公開することについてはどう整理した

のか。

現在の個人情報保護条例の規定では同意が必要となっており、効率的な同意の取り方として、葬儀の場で喪主等に確認することは現実的でないと考え、断り状を同封することとした。

ただし、提案いただいた方法についても今後の検討課題としていきたい。

見舞いを対象外とするのはなぜか

病気見舞い等については、プライバシーに配慮する必要があると考えた。

慰霊祭の見舞いについては、見舞いの扱いになるのか。

現在の交際費執行基準では1週間以上の入院及び災害見舞となっているので、見舞いにはあたらない。

可能な限り、出すべきものはきっちり出してほしい。食糧費についても他府県の動向を見て検討してほしい。

条例改正等は今後検討していくこととし、当面はこの方法で実施していく。

以上